

岐阜県公報

第二千四百二十三号
平成二十五年二月二十六日

(火曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定
平成二十四年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格
(男女参画青少年課) 一〇三
- 等
- 土地収用法に基づく事業の認定
(森林整備課) 一〇四
- 道路の区域変更
(用地課) 一〇四
- 道路の供用開始
(道路維持課) 一〇五
- 土砂災害警戒区域の指定
(同) 一〇六
- 土砂災害特別警戒区域の指定
(砂防課) 一〇六
- 土砂災害特別警戒区域の解除
(同) 一〇七
- 岐阜県岐阜土木事務所使用する岐阜県知事印
(同) 一〇八
- 岐阜県岐阜土木事務所
(岐阜土木事務所) 一〇八
- 公 示
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
(環境生活政策課) 一〇九
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
(同) 一〇九
- 市営土地改良事業の換地処分
(農地整備課) 一一〇
- 公共測量の終了
(用地課) 一一〇

告示

岐阜県告示第七十八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名	等 級
映 画	私は、変態 ちう、便所まで待てない		新 日 本 映 像	
	不倫旅情 淫夜で濡たす夜		オ ー ピ ー 映 画	
	R 18文学賞Vol.2~ジェリーファンクシユ~		おしとくエイトイ フエーシエンシ	
	巨乳マッサージ しびれて絶頂		オ ー ピ ー 映 画	
	艶めき和服妻の痴態		オ ー ピ ー 映 画	
	母と娘 よがり比べ		新 東 宝 映 画	
	欲情人妻姉妹		新 東 宝 映 画	
	悪魔の毒々モンスター (原題)THE TOXIC AVENGER		エ ン ゾ	

2 指定年月日

平成25年2月26日

3 苗木
 樹への被害の軽減を期し、又は樹への残存性を助長するため、苗木の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第七十九号

県が生産した平成二十四年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり定めたので、林業用種苗配付規則(昭和二十四年岐阜県規則第六号)第三条の規定により告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

林業用種子

種類	樹種	予定数量(キログラム)	一キログラム当たりの税込み価格(円)
育種種子	すのき	六・四〇〇	一三・九三六
同	ひのき	三三・〇〇〇	一三・九三六
同	あかまつ	〇・五〇〇	一三・九三六
同	くろまつ	〇・五〇〇	一三・九三六

岐阜県告示第八十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 起業者の名称
多治見市
- 二 事業の種類
多治見市多治見駅北地区公共施設建設事業(以下「本件事業」という。)
- 三 起業地

1 収用の部分

岐阜県多治見市音羽町一丁目及び二丁目地内(以下「本件起業地」という。)

2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、多治見市が事業主体となり、本件起業地に庁舎機能を含む多治見駅北地区公共施設を整備するもので、法第三条第三十一号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に議会の議決を経て財源措置を講じており、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

多治見市は岐阜県南東部の東濃地域に位置し、市中央部を流れる土岐川沿いに緩やかな丘陵地が広がり、その両側に山地がそびえる自然豊かな環境の中にある。古くから陶磁器の生産が盛んであったが、近年では、JR中央本線多治見駅や中央自動車道多治見インターチェンジが立地する交通条件の良さを生かし、名古屋市のベッドタウンとしての宅地開発や最先端技術の集積地となる東濃研究学園都市構想に基づく開発事業などが進められている。

現在、多治見市では、市民サービスの提供は多治見市日ノ出町地内の本庁舎及び同市笠原町地内の笠原庁舎を中心に、健康づくりや母子保健などのサービスの提供は同市弁天町地内の保健センターにて行われている。しかしながら、旧市街地に立地している本庁舎は周辺道路が狭く入り組んでいる等からアクセスしにくい上、住民からの各種相談窓口が狭いことから、プライバシーが十分に確保されていない状況にある。また、笠原庁舎は耐震性能が低い上老朽化が著しいため、既に閉鎖が決定しているほか、本庁舎、保健センターとも耐震性等の問題を抱え

ており、大規模な地震が発生した際は、特に、本庁舎における危機管理機能が十分に発揮できるか懸念されている。

本件事業の完成により、公共交通機関や自動車での来庁が便利になる上、現在分散している教育委員会、子ども支援課及び保健センターをワンフロアに集約するため、子育てや教育などの相談がしやすくなる点や、保険年金課、福祉課、税務課等のサービスイ窓口や待合空間が十分に確保されることで、住民が安心して相談できる環境が整うこととなる。加えて、大規模な地震が発生し、本庁舎での対応が困難となった場合には、災害の応急・復旧対応拠点となることが可能になると考えられる。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は一箇所存在しているが、現在調査を行っており、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。また、本事業計画における環境への影響については、本事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業の要件を満たしていないため調査を実施していないが、起業者が多治見市教育委員会へ聞き取り調査を実施したところ、希少な動植物の存在は確認されていない。よって、失われる利益は小さいと考えられる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、多治見市内の三案について、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。また、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在の本庁舎は旧市街地に立地しておりアクセスしにくい点や、プライバシー確保に苦慮している点、老朽化が著しく耐震性等の問題を抱えている点から、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があるものと認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

多治見市役所総務課

岐阜県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 員（メートル）	備 考
-------	-----	-----	----------------	-----------------	----------------	-----

県道		可土 児岐線	
		土岐市泉町久尻字北山一四二九番三三〇地先から一四四九番二〇〇地先まで	
後	前	後	前
一五・三	一五・三	一五・三	一五・三
一六・六	一六・六	一六・六	一六・六
三三・六	三三・六	三三・六	三三・六

岐阜県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		可土 児岐線	
		土岐市泉町久尻字五斗蒔一四四九番二〇〇地先から一四四九番二〇〇地先まで	
後	前	後	前
一三・一	一三・一	一三・一	一三・一
一五・三	一五・三	一五・三	一五・三
九・八	九・八	九・八	九・八

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		小下 坂呂線	
		下呂市萩原町跡津字築田一四四二番一〇〇地先から一三九四番一〇〇地先まで	
後	前	後	前
六・六	六・六	六・六	六・六
一六・五	一六・五	一六・五	一六・五
一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇

岐阜県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		可土 児岐線	
		土岐市泉町久尻字五斗蒔一四四番一〇〇地先から一四四番一〇〇地先まで	
後	前	後	前
六・五	六・五	六・五	六・五
二五・二	二五・二	二五・二	二五・二
二五・〇	二五・〇	二五・〇	二五・〇

岐阜県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号（第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。）

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
保木山	高山市上宝町吉野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松野1	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松野2	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松野3	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松野4	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道北	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道北1沢	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
保木山	高山市上宝町吉野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------------------------------	---------------------

片町 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所 所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松野1	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松野3	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松野4	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道北	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道北1沢	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所 所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第八十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準

用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

片町	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
加茂郡富加町加治田			次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所 所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第九十一号

岐阜県岐阜土木事務所で使用する岐阜県知事印を次のとおり定め、平成二十五年三月一日から使用する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 使用範囲
 - 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関する事務
 - 2 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する事務
 - 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）に関する事務
- 二 印影



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

三 公印管理者
岐阜県岐阜土木事務所

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リサイクルロンドぎふ

三 代表者の氏名 水野 隼人

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良福光二六五八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域のあらゆるリサイクル可能な資源が有機的に活用されるよう働きかけると共に「リサイクルシステム構築」に関する事業を行い、環境の保全、人材の育成・参画などをもって、持続可能な地域の構築と継続を目指すことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨高山ハンドボールクラブ
三 代表者の氏名 中村 滋
四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市西之一色町三丁目一九三七番地一
五 定款に記載された目的 この法人は、高山市民等に対して、スポーツの振興、文化の振興、子どもの健全育成及びまちづくりの推進を中心とする事業を行い、岐阜県のスポーツレベルの向上及び地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あしあと

三 代表者の氏名 見廣 貢輔

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下岡本町二二五番地ニシャインヒルズ

B二二

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者を含む幅広い世代に対して、死をタブー視せず、ライフエンドとその後には備えた「準備」への意識改革に向けた情報発信及び生前整理、遺品整理、エンディングノートなどの終活に関する事業を行い、少子高齢化と本格的な長寿社会を迎えている中、社会の様々な分野での新たな課題を解決するために「生きたあしあとを残す」をテーマにこの課題に対して取り組み社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結いネット
- 三 代表者の氏名 辻 哲夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町式之町二番一三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の自然と共生する環境に関心を

持つ全ての人に対して、地域の自然や文化への理解を深め、次世代に繋がる自然環境を健全に守り育てるための情報の作成、分析、発信し、県内外の人や組織と情報の交換をして交流を図ると共に、環境振興活動を高め、地域の資源の活用・開発・販売支援を行う。また、エコツアーの推進等、観光や雇用、福祉や文化・教育課題によるまちづくり事業を通して、活力ある魅力的な地域社会づくりと、環境保全に寄与することを目的とする。

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、下呂市営土地改良事業田ノ野地区の換地処分を平成二十五年二月十三日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により関市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 関市
- 二 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間 平成二十四年十二月二十五日から
同 二十五年二月八日まで
- 四 作業地域 関市

平成二十五年二月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社